

静岡県告示第102号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

鴨江長者平 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
浜松市	中区	鴨江二丁目		次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域
				1073-13 1号
				1334-187 2号
				1334-187 3号
				1334-54 4号
				1334-54 5号
				1334-60 6号
				1073-1 7号
				1073-2 8号
	1073-12 9号			